

東大阪市と東大阪市内の郵便局との包括連携協定書

東大阪市（以下「甲」という。）と東大阪市内の郵便局（以下「乙」という。）は、相互に連携を強化し、東大阪市内における地域のより一層の活性化と市民サービスの向上に資するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が互いの資源を生かし、相互の連携と協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題解決に資するとともに、地域のより一層の活性化と市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取組むものとする。

- (1) 安全・安心に関すること
- (2) 「ラグビーのまち東大阪」のPRに関すること
- (3) 高齢者・障害者の支援に関すること
- (4) 子どもの育成に関すること
- (5) 環境・美化に関すること
- (6) その他、地域の活性化及び市民サービスに関すること

（具体的取組みの内容及び実施方法）

第3条 前条各号に定める事項を効果的に促進するため、甲と乙は随時協議を行うものとし、具体的な取組みの内容及び実施方法は、取組み内容ごとに甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第5条 乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(協定期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から更に1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(守秘義務)

第7条 甲と乙は協働事業の実施にあたり、知り得た情報を甲又は乙の承認を得ないで他に漏らしてはならない。協定解除後も同様の取扱いとする。

(疑義等の決定)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年2月6日

甲 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市 代表者

東大阪市長 (自署)

乙 東大阪市永和二丁目3番5号
東大阪市内郵便局代表

布施郵便局長 (自署)